

新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金（市外からの転入者も対象）

市内の賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、転入又は転居した新婚世帯、子育て世帯に対し、家賃補助、仲介手数料補助、引越補助、移住奨励金の交付を行います。（市営住宅、県営住宅、社宅、寮、賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅などを除く。）

新婚世帯	子育て世帯
<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で、婚姻の届出日から12か月以内の夫婦であって、かつ新たに賃貸住宅に居住を開始した世帯。ただし、夫婦の合計年齢が80歳以上の場合を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で、中学生以下の子どもを含む生計を一にした世帯であって、かつ、新たに賃貸住宅に居住を開始した世帯。 転入又は転居をした日から1年以内の世帯（移住奨励金の適用を受ける転入世帯においては、前1年以上市外に居住していた世帯に限る。）
<p>下記項目は補助要件の一部であり、これを含む全ての補助要件を満たす方が補助対象となります。下記以外の補助要件については、お問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請日において、市内に定住する意思を持っていること。 <input type="checkbox"/> 同一世帯として津久見市の住民基本台帳に記録されていること。 <input type="checkbox"/> 生活保護等を受けていないこと。 <input type="checkbox"/> 世帯員全員が市税等を完納していること。 <input type="checkbox"/> 新婚世帯においては、婚姻の届出から起算して前6か月以内、後12か月以内に転入又は転居していること。 <input type="checkbox"/> 家賃を滞納していないこと。 <input type="checkbox"/> 津久見市移住応援給付事業補助金の交付対象世帯でないこと。 	

【補助金額】

○引越しに係る費用補助

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
仲介手数料補助	不動産の賃貸借に要する仲介手数料 (宅地建物取引業者による仲介を受けた場合の仲介手数料)	10/10	3万円/物件
引越補助	住居移転に必要な引越し費用 (運送業者等を利用した際の実費)	2/3	5万円/世帯
移住奨励金	—	—	(新婚世帯) 1人市外：5万円/世帯 2人市外：7万円/世帯 (子育て世帯) 7万円/世帯

○家賃補助

(家賃－住宅手当)×1/2＝家賃補助金の月額（上限1万円）※最大24か月補助

- 市外から転入された新婚世帯……1人につき月額5千円加算
(前1年以上市外に居住し、婚姻の届出日を挟んだ前後6か月以内に津久見市へ転入した者)
- 子どもが2人いる子育て世帯……月額5千円加算
- 子どもが3人以上いる子育て世帯……月額1万円加算